

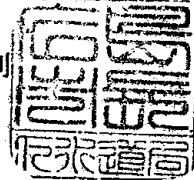
広下計第41号

平成22年 3月25日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利

(下水道局計画調整課)



平成20年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応結果  
について (報告)

このことについて、別紙のとおり対応したので報告します。



監査対象 広島市の施設管理について

項目 2 下水道施設

主管課 下水道局計画調整課

## 意見の要旨

## (2) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

## イ 農業集落排水

農業集落排水処理施設への事業費の累計額（平成元年度から平成19年度まで）に対応する処理戸数一戸当たりの事業費の平均額及び処理能力当たり（1 m<sup>3</sup>/日）の単価は他の下水道に比べるとかなり高い金額となっている。市街化区域外の下水道については、費用対効果を踏まえて整備することが、下水道の普及促進の目標とされており、この投資額は妥当なものであったかどうか疑問である。

当該事業は、平成19年度まで経済局による特別会計として会計処理していたものであり、農業地域の振興に寄与するために投資されていた。

平成20年度より下水道局が管轄することとなり、企業会計の理念を生かした投資を行えるものとするが、今後の農業集落排水処理施設への投資を市当局としてどのように継続するのか検討すべきである。

## 対応結果

## (2) 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

## イ 農業集落排水

平成18年（2006年）2月に、広島市の「市街化区域外の生活排水処理に関わる整備方針」を決定し、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市営浄化槽（合併処理浄化槽）の3事業により最もコストがかからない整備方法を選択して、効率的な整備を進めることになった。

この整備方針に基づき、下水道局で検討を進めた結果、農業集落排水による整備を計画していた全22地区のうち、未着手であった安佐北区久地地区ほか7地区を平成19年度（2007年度）に取りやめ、さらに安佐北区志屋地区を平成20年度（2008年度）に取りやめ、市営浄化槽による生活排水対策を行うことにした。このため、平成21年度（2009年度）以降、新たに農業集落排水による整備に着手する地区はなくなった。

農業集落排水施設を供用中の12地区及び整備中の1地区については、施設の維持管理コストと公共下水道への接続のための整備費等を比較した結果、安佐南区戸山、安佐北区小河内、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道の4地区については、そのまま存続させ、他の9地区については、公共下水道へ接続する方向で、今後、関係機関と調整を行っていく方針である。